

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	エンジン始動用車輪止め	CPS-B174018	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年 9月 21日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	補給本部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で保有するC-2型航空機の整備中における、不時の機体前進を防止するために使用するエンジン始動用車輪止めについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-B99001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

JIS G 3444 一般構造用炭素鋼鋼管
NDS Z 8201 標準色

b) 仕様書

DSP Z 9008 品質管理等共通仕様書
C&LPS-B99001 航空機用機器工具一般共通仕様書
C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

品 名	エンジン始動用車輪止め
-----	-------------

2 製品に関する要求

2.1 設計条件

設計条件は、C&LPS-B99001の2.2によるほか、次による。

なお、設計を実施するに当たり、現地調査が必要な場合は、官側と調整の上、現地調査を実施することが可能である。

- a) 整備性に優れ、維持整備が容易であり、特別な教育を必要としないこと。
- b) 整備に特殊な器材及び工具を必要としないこと。
- c) 部品の入手が容易で、長期にわたり継続して部品取得が可能であること。

2.2 構成

構成は、表1による。

表1－構成

品 名	数量	単位
エンジン始動用車輪止め	1	S E
車輪止め本体	2	E A
保管台車	1	E A
ハンドリング台車	1	E A

2.3 材料・部品

材料及び部品は、C&LPS-B99001の2.3によるほか、車輪止め本体は鋼鉄製（JIS G 3444の表1の種類の記号“STK400”又は同等以上のもの。）とする。

2.4 加工方法

加工方法は、C&LPS-B99001の2.4による。

2.5 構造・形状・寸法・質量

2.5.1 構造・形状・寸法

構造、形状及び寸法は、図1及び図2を基準とするほか、次によるものとし、細部は、承認図面による。

2.5.1.1 車輪止め本体

- a) 主脚荷重により車輪止め本体を地面に押し付けられるよう、主脚タイヤが乗り上げられるステップを有すること。
- b) ハンドリング台車の先端を挿し込める、挿込み口を2箇所有すること。
- c) 主脚タイヤ1本あたりの機体分担荷重7800kgに耐えうる構造とすること。

2.5.1.2 保管台車

- a) 運搬時には振動等により、滑り落ちない構造とすること。
- b) 運搬時等に手で押すためのハンドルを有すること。

2.5.1.3 ハンドリング台車

- a) 固定車輪（2EA）を有すること。

2.5.2 質量

質量は、表2による。

品 名	エンジン始動用車輪止め
-----	-------------

表 2－質量

品名	最大質量 (k g)
エンジン始動用車輪止め	2 5 0

2.6 外観・機能・性能

2.6.1 外観

外観は、次による。

- a) 塗装は、C&LPS-B99001の2.6.3によるほか、塗色は、NDS Z 8 201の2309（山吹色（3）10YR7.5/14）とする。
- b) 外観は、図1及び図2を基準とし、細部は、承認図面による。

2.6.2 機能・性能

機能及び性能は、次による。

2.6.2.1 車輪止め本体

- a) ハンドリング台車を用いて、主脚タイヤの前方に設置でき、内舷側及び外舷側のタイヤに対して使用可能であること。
- b) 主脚タイヤと接触させることで、不時の機体前進を止められること。

2.6.2.2 保管台車

- a) 車輪止め本体（2EA）を搭載して、容易に運搬が可能であること。
- b) 自在車輪（2EA）及び固定車輪（2EA）を有し、固定車輪にはロック機構を設けること。
- c) ハンドリング台車が両側から接近して、車輪止め本体の上げ下ろしが可能であること。

2.6.2.3 ハンドリング台車

- a) 先端を車輪止め本体の挿込み口に挿し込むことで、車輪止め本体（1EA）の上げ下ろし及び運搬が人力により容易に可能であること。
- b) 2分割以上に分割でき、容易に再組立てが可能であること。

2.7 表面処理

表面処理は、C&LPS-B99001の2.6による。

2.8 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-B99001の2.7による。

なお、銘板の種類は、1種銘板とする。

2.9 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008によるものとし、要求事項は、DSP Z 9008の表1のcによる。

3 品質保証

3.1 製品試験

製品試験は、箇条2の製品に関する要求を満足していることを確認する。

3.2 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

品 名	エンジン始動用車輪止め
-----	-------------

4 出荷条件

出荷条件は、C&LPS-B99001の箇条3による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、C&LPS-Y00007の4.1により、次の書類を提出する。

- a) 類別原資料
- b) 取扱説明書（会社刊行技術資料）
- c) 特定化学物質等の資料
- d) 貴金属等管理資料

5.2 承認用図面

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。

- a) 外形図
- b) 組立図
- c) 銘板図

5.3 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

5.4 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

5.5 立入制限場所への立入

契約の相手方は、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

5.6 官側における支援

契約の相手方は、現地調査を実施するに当たり、官側の支援が必要な場合は、次の事項について、事前に官側と調整の上、無償で支援を受けることが可能である。

- a) 現地部隊が保有する器材等の使用
- b) 現地部隊における搬入器材の保管
- c) 現地部隊における電気及び水の使用

品名	エンジン始動用車輪止め
----	-------------

単位 mm

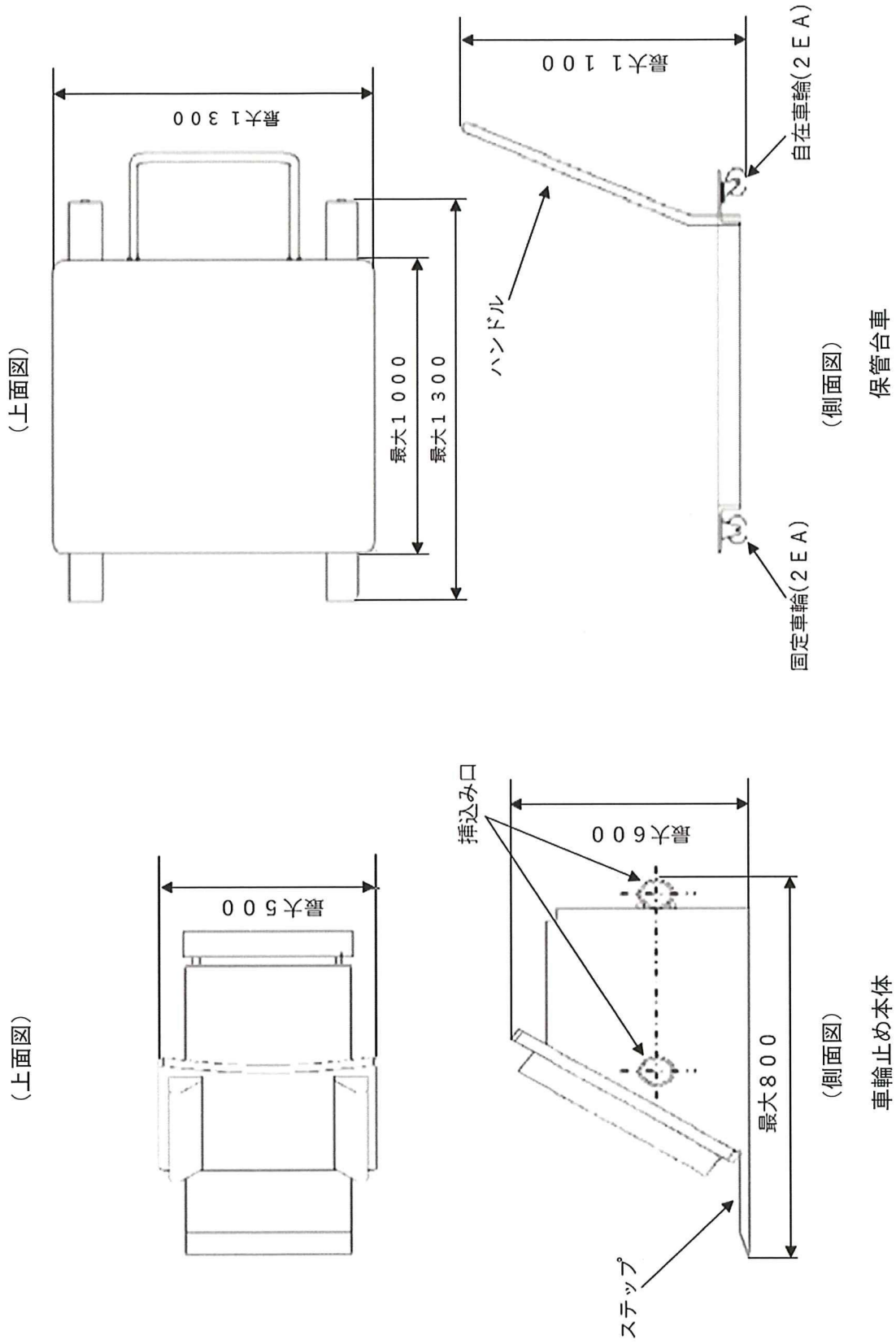


図1 一車輪止め本体及び保管台車

品名	エンジン始動用車輪止め
----	-------------

単位 mm

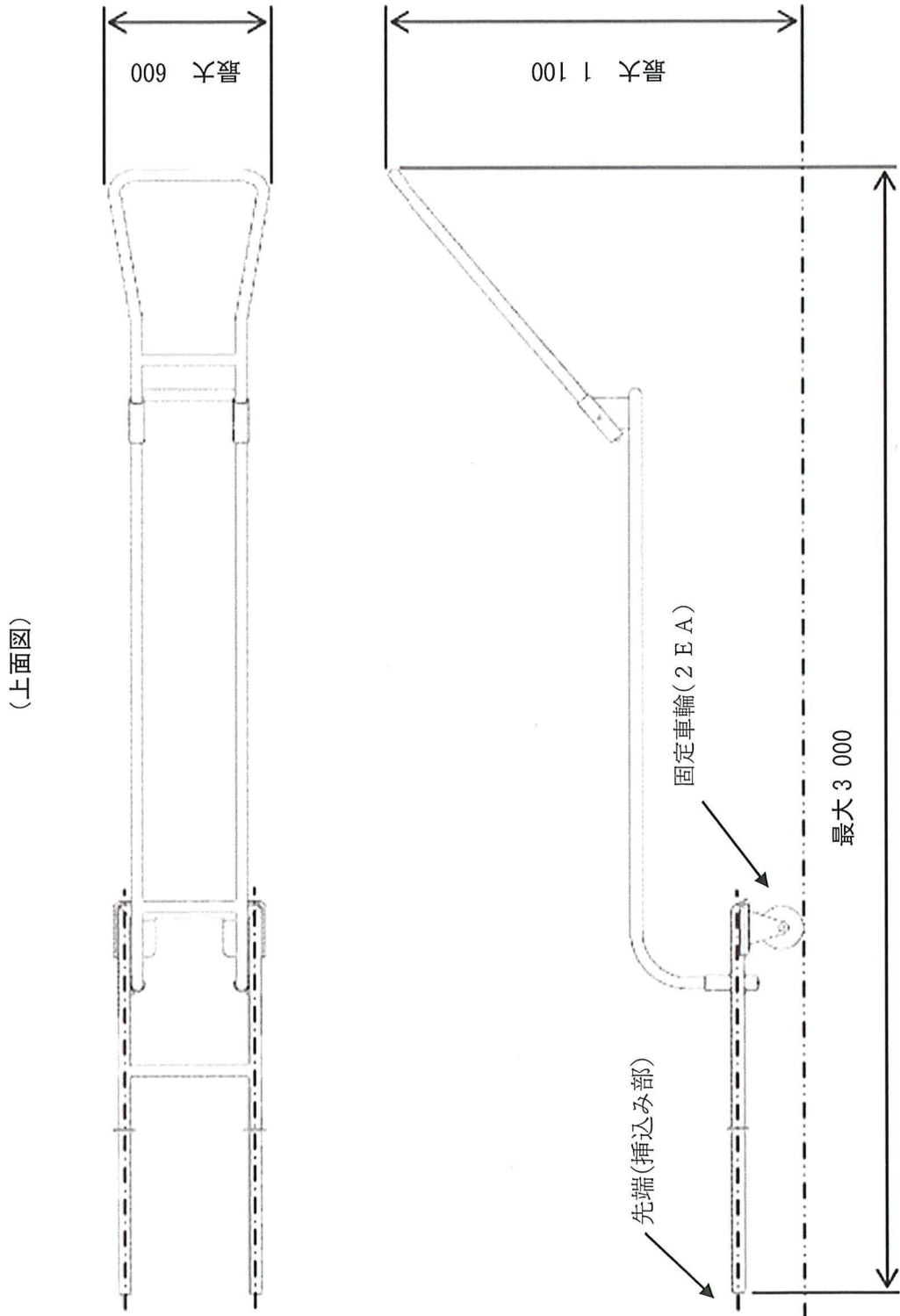


図2-ハンドリング台車